平成27年5月銚子市教育委員会臨時会会議録

1 日 時

平成27年5月18日(月) 午後1時30分 開 会 午後1時42分 閉 会

2 場 所

銚子市役所3階 庁議室

3 出席委員

委員長松 尾 順 子委員八 角 憲 男委員鈴 木 鷹 次委員大八木 鷹 昭

4 出席職員

教育部長 青柳 清一 参事 (教育総務課長事務取扱) 石橋多加士 学校教育課長 遠藤 洋一 学校教育課課長補佐 向後 陽子 学校教育課課長補佐 宇野 聡 指導宝長(兼小児言語指導センター所長)佐野 久子

5 議題等

議案第28号 海匝採択地区協議会規約の承認について 議案第29号 海匝採択地区協議会の委員の選任に係る承認について

6 議事の内容

【委員長】 開会宣言 午後1時30分

ただいまより、平成27年5月銚子市教育委員会臨時会を開会いたします。 では、直ちに本日の会議を開きます。

【委員長】

それでは、議事に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、先例にならい、石川委員、八角委員を指名します。

【委員長】

日程第2 会議時間の決定を議題といたします。

会議時間について、お諮りいたします。

本日の会議時間は、午後2時までといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

ご異議ないものと認めます。

【委員長】

よって会議時間は午後2時までと決定いたしました。

【委員長】

続きまして、日程第3 議案第28号と議案第29号の2議案は関連がありますので、一括議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【委員長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第28号「海匝採択地区協議会規約の承認について」及び議案第29号「海匝 採択地区協議会の委員の選任に係る承認について」関連があることから、一括してご 説明いたします。

議案第28号、「海匝採択地区協議会規約の承認について」説明申し上げます。

小中学校で使用される教科書の採択につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条に基づきまして、千葉県教育委員会が採択地区として県内15地区を指定しているところです。銚子市は、海匝採択地区に属し、旭市及び匝瑳市と同一の教科書を採択することとなっております。

海匝採択地区のように、複数の市町村を併せた地域であるときには、教科書無償措置法第13条第4項の規定により、地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を 定め、採択に係る協議会を設けなければならないとされています。

また、この規約が備えるべき内容としましては、教科書無償措置法施行令第11条及び第12条により示されております。具体的な条文につきましては、昨年9月に文部科学省から示されたモデル規約を参酌し、海匝地区の実情に応じて修正したものでございます。内容につきましては、すでに、5月8日に開催された東総地教連総会の場において、今回の採択事務の事務局となる匝瑳市教育委員会の担当者からご説明し、ご協議いただいているところでございます。

本日は、銚子市教育委員会として規約の承認をお願いするものでございます。

続きまして、議案第29号「海匝採択地区協議会の委員の選任に係る承認について」 ご説明申し上げます。 協議会の委員につきましては、規約の第5条に規定されているとおり、3市教育委員会の教育長及び委員各1名、校長の代表者4名、教員の代表者1名、開かれた教科書採択の推進という観点から保護者の代表者各1名となっております。

銚子市教育委員会からは、規約第5条第1号の規定により、石川教育長を、第2号の規定により、教育委員会を代表する松尾委員長に協議会の委員をお願いするものでございます。

また、その他の委員の選任につきましては、例年に倣い、校長の代表者として、東総校長会会長及び副会長並びに千葉県教育研究会東総支会会長を、教員の代表として、千葉県教育研究会東総支会役員を、保護者の代表として3市のPTA連絡協議会会長を委員に充てることとしています。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

なお、今回の2つの議案につきましては、旭市が5月15日に承認し、匝瑳市は5月21日に審議される予定となっております。

【委員長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【鈴木委員】

海匝採択地区協議会規約の第10条に「協議会の会議は、委員の過半数かつ会長及び会長が所属する教育委員会を除く関係市教育委員会に所属する委員それぞれ1名以上が出席しなければ、開くことができない」とあります。銚子市で該当する委員は教育長と委員長とPTA連絡協議会会長の3名で、その3名のうち、1名以上の出席で良いということでしょうか。

【学校教育課長】

会長及び会長が所属する教育委員会を除いた関係市の教育委員会に所属する委員1 名以上の出席が求められています。なお、全体に係るものについては委員全員の過半 数の出席が必要となります。

文部科学省が作成したモデル規則にもそのように示されており、規則第10条のその部分についてはモデル規則の内容を参考にしています。

【教育長】

この条文の意味ですが、「委員の過半数かつ会長及び会長が所属する教育委員会を除く関係市教育委員会に所属する委員」とありますので、会長が所属する教育委員会以外の各教育委員会から、必ず1名以上の出席が必要であるということです。

【委員長】

関係市教育委員会に所属する委員というのは銚子市の場合該当になるのは教育長と 委員長の2名ということでいいのでしょうか。

【学校教育課長】

教育委員会に所属する委員は教育長と委員長の2名です。

【委員長】

ではその2名が海匝採択地区協議会規約の第10条に該当するということですね。

【教育長】

はい。各市の教育委員会が最終的に採択事務を行うため、その各市の教育委員会から出席者を1名以上出席させる必要があるという背景があるのだと思います。

【委員長】

わかりました。この規約を作成するにあたって参考にした、文部科学省作成のモデル規則の文言の確認をしておいてください。

【学校教育課長】

確認をいたします。

【委員長】

他に質疑はありませんか。

他に質疑ないようですので、これをもって、質疑を終結します。

【委員長】

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【委員長】

討論なしと認めます。

これより採決いたします。議案第28号及び議案第29号について、原案のとおり 承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【委員長】

挙手全員であります。

よって、議案第28号及び議案第29号は原案のとおり承認することと決しました。

【委員長】

以上をもちまして、平成27年5月銚子市教育委員会臨時会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第51条の規定により署名する。

平成27年 5月29日

署名委員 石川善昭

署名委員 八角憲男